

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 143 号 観光施設課	松江市豪農屋敷設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市豪農屋敷の使用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、施設使用料を改定するもの。 料金改定案件

備 考			
改正内容			
松江市豪農屋敷の使用料を次のとおり増額するもの。			
区分		改正後	改正前
休憩	基本料金	1 人につき 2 時間以内 160 円	1 人につき 2 時間以内 130 円
	超過料金	1 人につき 2 時間を超えるときは 1 時間当たり 60 円を加算する。ただし、1 時間に満たない時間は 1 時間とする。	1 人につき 2 時間を超えるときは 1 時間当たり 50 円を加算する。ただし、1 時間に満たない時間は 1 時間とする。
宿泊	基本料金	1 泊につき 8, 160 円	1 泊につき 6, 280 円
	加算料金	宿泊者 1 人 1 泊につき 2, 270 円を加算する。ただし、10 人以上の場合は 1 人 1 泊につき 1, 800 円を加算する。	宿泊者 1 人 1 泊につき 1, 750 円を加算する。ただし、10 人以上の場合は 1 人 1 泊につき 1, 390 円を加算する。
施行期日			
令和 7 年 4 月 1 日			